

取扱区分：「公開」

平成30年第7回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年6月22日（金）10時00分～

於：周南市役所 防災対策室（3階）

# 平成30年第7回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年6月22日（金） 午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 周南市役所 防災対策室（3階）

3 会議に付した事件

- (1) 会長職務代理者の辞任について
- (2) 仮議長の選任について
- (3) 会議録署名委員の指名について
- (4) 会長の互選について

<追加議題>

- (5) 会長職務代理者の互選について
- (6) 議席の決定について

4 出席委員

第1番 西 田 孝 美 君

第2番 原 田 雅 之 君

第4番 竹 安 昌 巳 君

第6番 松 田 孝 行 君

第7番 藤 原 典 子 君

第8番 岩 田 実 君

第9番 弘 中 壽 君

第11番 徳 本 勉 君

第12番 秋 貞 啓 子 君

第14番 高 橋 恵 君

第15番 田 中 栄 作 君

第17番 笠 井 保 雄 君（職務代理者）

5 欠席委員

第3番 歳 光 時 正 君

第5番 林 俊 一 君

第10番 山 崎 光 夫 君

第13番 佐 伯 伴 章 君

第16番 藤 井 孝 君

6 事務局職員

局 長 藤 井 豊 次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、急遽委員さんにお集まりいただき、総会を開催することとなりましたが、よろしく願いいたします。

総会に入る前に、報告事項がありますので、申し上げます。

去る、6月8日の総会でご承認いただきました、杉村農業委員の辞任でございますが、周南市長が同日付けの6月8日で承認いたしまして、正式に辞任の運びとなりましたので、ご報告いたします。

それでは、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中12名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番歳光 時正委員、第5番林 俊一委員、第10番山崎 光夫委員、第13番佐伯 伴章委員、第16番藤井 孝委員の5名で、周南市農業委員会会議規則第5条による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（笠井職務代理者）

只今から、平成30年第7回周南市農業委員会総会を開催いたします。

これより、議事に入ります。

それでは、日程第1を議題といたします。

事務局より議題の説明をお願いします。

事務局長

それでは、ご説明いたします。

平成30年6月13日付けで、笠井会長職務代理者より、農業委員宛に会長職務代理者の辞任届が提出されました。

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に規定により、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。

会長職務代理者につきましては、昨年の11月10日の総会で、農業委員さんの互選により、会長職務代理者を、決定しておりますことから、今回、議題として上程させていただいております。

尚、辞任の理由についてですが、一身上の都合でございます。

以上で説明は終わります。

議長（笠井職務代理者）

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

日程第1につきまして採決を行います。

挙手をもって採決します。

日程第1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手ですので、会長職務代理者の辞任につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、会長職務代理者の辞任につきまして、皆様のご承認いただきましたので、議長の席を下させていただきます。

皆様のご協力、ありがとうございました。

事務局長

ここで皆様に、お諮りいたします。

只今、「会長職務代理者の辞任につきまして」ご承認いただきました。

現時点で、会長職務代理者が不在という状況でございますので、日程第（5）に「会長職務代理者の互選について」を新たに追加議題とし、日程第（5）の議席の決定についてを、日程第（6）に変更したいと思います。

これにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、よって、日程第（5）に「会長職務代理者の互選について」を追加議題とし、日程第（6）を「議席の決定について」といたします。

それでは、只今から、追加議案書をお配りいたします。

次に、日程第1の「会長職務代理者の辞任につきまして」先程、ご承認をいただきましたので、現時点で会長不在、又会長職務代理者も不在という状況で、議事の進行が出来ないことから、日程第2の「仮議長の選任について」をお諮りいたします。

仮議長は、地方自治法第107条に準じ、最年長の農業委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしという発言)

異議なしという発言がございましたので、仮議長は、最年長の弘中 壽委員さんとさせていただきます。

弘中委員さん、よろしくお願ひいたします。

仮議長 (弘中委員)

高齢で、不慣れではありますが、よろしくお願ひします。

それでは、日程第3、本日の議事録署名人を指名します。

第4番、竹安 昌巳委員、第11番、徳本 勉委員を指名いたします。

次に、日程第4、「会長の互選について」を議題といたします。

会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」となっております。

従いまして、互選の方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

互選の方法につきましては、投票で決める選挙の方法と、話し合いで全員の同意により決める指名推薦の方法の二とおりがございます。

前回の会長の互選は、指名推薦の方法がとられ、徳山、新南陽、熊毛、鹿野地域からそれぞれ1名の選考委員さんをまず選出された後、選考委員さんによる話し合いにより会長が推薦されました。

但し、話し合いによる指名推薦の方法をとった場合、意見がまとまらないとき、或いは、全員の同意が得られないときは、指名推薦を取り止め、改めて投票で決めることとなります。

尚、今回の選考委員の選出についてですが、徳山地域から2名、新南陽、熊毛、鹿野の3地域からは、それぞれから各1名、合計奇数の5名の方に選考委員をお願いし、会長を決めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

仮議長（弘中委員）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、互選の方法について、指名推薦、あるいは投票のいずれかになります。ご意見、ご質問はございませんか。

（指名推薦で決めたらいいという発言）

只今、推薦という意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

（異議なしという発言）

それでは全員指名推薦ということで、進めて参りたいと思います。

それでは、只今の意見を要約いたしますと、指名推薦をするということが一つ、それから、4地域から5名の選考委員さんを選出していただくことが一つ、また、日程第4の「会長の互選について」と日程第5の「会長職務代理者の互選について」の二つを一括議題として、一回の選考委員の協議で済ませてはいかがでしょうか。

（異議なしという発言）

それでは、異議なしという発言がございましたので、日程第4の「会長の互選について」と日程第5の「会長職務代理者の互選について」は一括議題とすることについてご決定いたします。

次に、話し合いによる指名推薦により、会長及び会長職務代理者を併せて協議し、決定することに、ご異議はございませんか。

（異議なしという発言）

異議がありませんので、話し合いによる指名推薦により、会長及び職務代理者を決定することといたします。

次に、指名推薦の方法ですが、事務局より説明がありましたように、徳山から2名、新南陽、熊毛、鹿野からそれぞれ1名、計5名の選考委員を選出していただくことについて、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見がないようですので、お諮りします。

4地域から5名の選考委員を選出していただくことに、ご異議はございませんか。

（異議なしという発言）

異議がございませんので、4地域から5名の選考委員で話し合いをしてい

仮議長（弘中委員）	<p>ただくことに決定いたします。</p> <p>それでは、各地域で選考委員を選出していただくために、ここで暫時休憩いたします。</p> <p>再開は追って連絡いたします。</p>
事務局長	<p>ご案内いたします。</p> <p>徳山地域、新南陽地域の方はこの会場で、協議をお願いします。</p> <p>熊毛地域、鹿野地域の方は2階の第2応接室へ、職員がご案内しますので移動をお願いします。</p> <p>（各地域で、選考委員の選出）</p>
仮議長（弘中委員）	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>事務局から選考委員さんを発表いたします。</p>
事務局長	<p>選考委員さんを発表いたします。</p> <p>徳山地域は、第11番徳本 勉委員さんと、第12番秋貞 啓子委員さんでございます。</p> <p>新南陽地域につきましては、第15番田中 栄作委員さん、熊毛地域につきましては、第2番原田 雅之委員さん、鹿野地域につきましては、松田 孝行委員さんでございます。</p>
仮議長（弘中委員）	<p>5名の選考委員さんが決定いたしましたので、選考委員の皆様は、会長及び会長職務代理の推薦について、2階の応接室で協議をお願いします。</p> <p>他の委員さんは、休憩といたします。</p> <p>（選考委員による協議）</p>
仮議長（弘中委員）	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>選考委員の代表者の方は、協議結果の発表をお願いいたします。</p>
第15番 田中 栄作委員	<p>大変お待たせしました。</p> <p>選考委員会で協議した結果を報告します。</p> <p>日程第4と日程第5を併せて協議いたしまして、会長に西田委員さん、そして職務代理に、笠井委員に決定いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
仮議長（弘中委員）	<p>只今、選考委員さんによる協議の結果、会長に西田委員さん、会長職務代</p>

理に笠井委員さんの推薦がありました。

お諮りします。会長は西田委員さん、会長職務代理は笠井委員さんとする  
ことに、ご異議はございませんか。

(異議なしという発言)

異議なしという発言がございましたので、西田委員さんといたします。

それでは、西田委員さん会長を受けていただけますか。

西田委員

はい、2年間ではございますが、皆さん全員で推薦ということでございま  
すので、よろしく願いいたします。

(拍手)

仮議長 (弘中委員)

それでは、笠井委員さん、職務代理を引き受けていただけますか。

笠井委員

はい、引き続いて、よろしく申し上げます。

一生懸命頑張ります。

(拍手)

仮議長 (弘中委員)

それでは、会長は西田委員さん、会長職務代理は笠井委員さんと決定いた  
しました。

会長が決まりましたので、これで仮議長の大役を下させていただきます。

皆様のご協力ありがとうございました。

(拍手)

事務局長

弘中委員さん、ありがとうございました。

それでは、西田会長議長席の方へお願いいたします。

一言ご挨拶をお願いいたします。

議長 (西田会長)

若い人が会長になられたということで、これで安心しておりましたけれど、  
ご協議の結果という事でございます。

私も73になりましたが、皆様のご協力いただきながら、一生懸命努力し  
ていきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

それでは、議事日程に従いまして、進めて行きます。

次に、日程第6、議席の決定を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

委員の議席は、周南市農業委員会会議規則第6条第1項で、会長が定める。

第2項で、会長は、必要があるときは議席を変更することができる。と規定されており、平成20年1月以降は、毎年1回1月の総会で変更されております。

平成30年におきましては、熊毛地域、鹿野地域、徳山地域、新南陽地域の順で、地域内の順番は地区順とさせていただいております。

なお慣例で、会長は17番、会長職務代理者は16番とさせていただきます。

以上です。

議長（西田会長）

委員の議席は、只今の事務局の説明どおり、議席番号1番から熊毛、鹿野、徳山、新南陽の順で、会長は17番、会長職務代理者は16番と決定いたします。

以上で、本日の議題は全て終了しましたので、平成30年第7回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れ様でした。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年6月22日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 竹 安 昌 巳

委 員 徳 本 勉